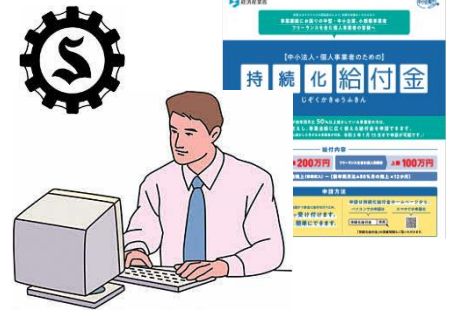


## 新型コロナウイルス感染症関連

# 白老町商工会 経済対策サポート ＜ワンストップ窓口の設置＞

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国や北海道、白老町から様々な支援策の情報がありますが、それぞれの実情に合った支援メニューを見つけることが難しい場合や、申請手続の方法がわからない等、お困りの方々を支援するため、商工会にワンストップ窓口を設置します。

より充実したサポートを行うため、町からの補助金により職員を増員して、皆様のお越しをお待ちしております。



## 新型コロナウイルス感染症関連経済対策サポート 7月1日から翌3月31日まで

**1** 経済支援制度を活用したい

**2** インターネットの環境がないので困っています

給付金、補助金などの相談

新型コロナウイルス感染症  
拡大の影響を受けている事  
業所を全力で支援します

事前に予約をします

まずは電話でも相談を賜ります

- ① 気軽に相談してください。
- ② 実情に合った支援策を提案します。
- ③ 手続のサポートをします。
- ④ 経営改善普及事業などの小規模事業施策のアドバイスを行います。

電子申請手続を商工会内相談室で行います。

- ① 申請に必要な書類を準備してください。
- ② 予約した日時に商工会に来てください。
- ③ パソコンで申請のサポートを行います。
- ④ 電子申請完了

### ◆◆◆サポート支援メニュー◆◆◆

1. 持続化給付金電子申請サポート[経産省]【事前予約が必要です】

2. 小規模事業者持続化補助金[経産省(北海道・白老町)]  
(生産性革命推進事業)

3. 休業要請(4/25～5/31)に伴う支援金[北海道]  
(休業協力・感染リスク低減支援金・経営持続化臨時特別支援金)

4. 小規模事業者等経営支援給付金[白老町]

5. その他、新型コロナウイルス感染症に関連する国や北海道、白老町の各種支援策の紹介や手続のサポート等

白老町商工会

大町2-3-4  
しらおい  
経済センター内

電話: 82-2775  
FAX: 82-5318

# サポート支援メニューの概要

## 1. 持続化給付金電子申請サポート[経産省]

持続化給付金は、新型コロナウイルスの感染拡大で大きな影響を受けている会社や個人事業者に対して、事業の「持続・継続」をサポートするための給付金です。

持続化給付金は、「前年同月比50%以上の売上減少」など、一定の条件をクリアしていれば受給することができます。持続化給付金は、一部の大企業(資本金10億円以上)を除き、ほとんどの会社(中堅企業・中小企業・小規模事業者の他、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人などの会社以外の法人も対象です。また法人だけでなく、フリーランスを含む個人事業主も対象となります。

商工会では6月8日からインターネット申請サポートを開始しております。事前予約が必要です。事前予約は電話でも受付しております。【白老町商工会 電話:82-2775】

## 2. 小規模事業者持続化補助金[経産省(北海道・白老町)](生産性革命推進事業)

小規模商工業者や個人事業主に販路開拓を促す既存の制度で、一般型50万円(補助率2/3)、コロナ型100万円(補助率3/4又は2/3)を上限として補助されます。さらに、事業再開枠が設けられ、5月14日以降に店舗を消毒したり間仕切りを設けた等感染拡大防止の取組を行う場合には、全額補助で50万円まで上乘せ等がある制度です。

お問合せ・ご相談は【白老町商工会 電話:82-2775】

## 3. 休業要請(4/25~5/31)に伴う支援金[北海道] (休業協力・感染リスク低減支援金、経営持続化臨時特別支援金)

### 《休業協力・感染リスク低減支援金》

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年4月25日(土)から5月15日(金)までの期間、休業等の要請にご協力いただき、感染リスクを低減する自主的な取組を行う事業者に対し、支援金を支給しています。

### 《経営持続化臨時特別支援金》

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と事業継続に取り組んでいただいている事業者の皆様をご支援するため、新たに2つの制度を創設しています。

1. 支援金 A 休業要請等の対象であって、5月16日(土)以降の道からの休業要請等にご協力いただいた事業者の皆様が対象。
2. 支援金 B 5月16日(土)以降の道からの休業要請の対象外だが、長期間の外出自粛や自主的な休業等によりひと月の売上が前年同月から50%以上減少した事業者の皆様が対象。

※上記A, Bともに「新北海道スタイル」の取組を実践すること。

商工会では申請方法についてのサポートを行っております。大変混み合っておりますので、事前に電話で相談を承っております。【白老町商工会 電話:82-2775】

## 4. 小規模事業者等経営支援給付金[白老町]

新型コロナウイルス感染症の拡大による一時的な業況悪化から、資金繰りに支障をきたしている町内商工業者に対し給付金を交付する事業です。ただし、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等緊急経営支援事業給付金を受給した事業者は該当となりません。

- (1)令和2年2月~6月のいずれかの月の事業収入が前年同月比20%以上の減収となった小規模事業者(個人事業者含む)
- (2)規模を問わず、北海道による休業要請の対象となっている事業者
- (3)給付金額  
事業収入の最大減少率20%以上~50%未満 : 10万円  
事業収入の最大減少率50%以上 : 5万円  
北海道の休業要請対象事業者(事業規模問わず) : 5万円
- (4)申請期間 令和2年7月1日(水)から令和2年11月30日(月)まで
- (5)受付時間 10:00~16:00 [最終受付:15:00] (土日祝日除く)

給付の要件・交付申請・請求書に添付する資料が必要です。同封のチラシ又は商工会ホームページ、の参照、又は商工会までお問い合わせ下さい。【白老町商工会 電話:82-2775】

## 5. その他、新型コロナウイルス感染症に関連する国や北海道、各種支援策の紹介や、手続のサポートも行っております。

[会員満足向上運動] 商工会は 行きます 聞きます 提案します